

学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書

宿 泊 日	2026年 6月1日 から 2026年 6月2日まで	(1) 泊
学 校 等 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	
	<input type="checkbox"/> 保育所	
	<input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園	
	<input type="checkbox"/> 保育施設（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う施設並びに認可外保育施設）	
	<input type="checkbox"/> 地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクール（※1）	
活 動 の 概 要	<input type="checkbox"/> 修学旅行	
	<input type="checkbox"/> 学校行事（保育所、幼保連携型認定こども園、保育施設、フリースクールの主催行事を含む）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 部活動・サークル活動（※2）、課外活動	
	<input type="checkbox"/> その他の活動（ ）	
宿 泊 施 設 名 称	阿智●●ホテル	
課 税 免 除 対 象 の 宿 泊 人 数 (※3)	50名	
備 考		

※1 単に、地方公共団体等から補助金を受けているというだけでは対象になりません。地方公共団体等が設定する認証（又はこれに類するもの）の基準を満たすフリースクールが対象になります。証明書の提出に当たっては、認定等を受けていることを証する書類（例・認定証の写し）を添付してください。

※2 対象となる部活動・サークル活動は以下全ての要件を満たすものをいいます。

(1)小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の場合

- ・学校の教育計画に基づいて行われる活動であること

(2)高等専門学校及び大学の場合

- ・学校の長により設立が承認された学内の学生の団体であること

- ・学校の長にあらかじめ承認された、当該団体の作成する活動計画に基づいて行われる活動であること

※3 課税免除対象の宿泊人数には、教育活動又は研究活動等に参加している生徒等及び引率者が含まれています。

- ・引率者とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

上記については、阿智村宿泊税条例第4条に規定する宿泊に該当するものであることを証明します。

2026年 5月 25日

所在地 阿智村●●●123

学校名又は施設名 ●●小学校

学校長名又は施設長名 ■■ ■■

印

注 学校、施設又はフリースクールにおいては、当該証明書の発行に係る証拠書類を5年間保存してください。